

松山市観光振興条例（案）の概要

■ 条例名

松山市観光振興条例

■ 条例策定の背景

本市ではこれまで、広域観光戦略の「瀬戸内・松山構想」を軸に、瀬戸内海の多様な観光資源を生かし周遊ツーリズムを創り、広島地域と連携して広域周遊を促すほか、修学旅行を誘致するなど、観光誘客を推し進めてきた。

そうした中、国内の人口が減少し、団体旅行から個人旅行に旅行スタイルが変わり、インバウンドが増えるなど、観光を取り巻く環境は変化している。

そこで、市の観光振興の方向性を示して総合的かつ効果的に施策を推進し、観光産業の持続的な発展と市民生活の質の向上に寄与するため、観光振興に関し、基本理念を定めるなど、観光振興に必要な事項を条例で定めるもの。

■ 条例の主な内容

(1) 観光振興の基本理念

本市における観光振興の基本理念を次のように定めます。

- ・ 観光の振興は、市と観光事業者等が連携し、魅力的な観光地づくりを目指して推進されなければならないこと。
- ・ 観光の振興に関する施策は、瀬戸内の観光拠点として、広域周遊が促進されるよう講じられなければならないこと。
- ・ 観光の振興に関する施策は、多様な観光資源の特性を理解し、主体的な取組が推進されるよう講じられなければならないこと。
- ・ 観光の振興は、観光資源の保全や活用を通じて、歴史的・文化的価値や魅力を再認識し、誇りと愛着を持つことができるよう推進されなければならないこと。
- ・ 観光の振興に関する施策は、観光産業が本市経済の発展に重要な役割を担うことを認識し、講じられなければならないこと。
- ・ 観光の振興に当たっては、全ての人々が安心して快適に観光することができ、かつ、より豊かな市民生活が実現できるよう配慮されなければならないこと。
- ・ 観光の振興に当たっては、国際相互理解の増進につながるよう努められなければならないこと。

(2) 市の責務

- ・ 観光振興に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する。
- ・ 観光事業者等に対し、情報の提供や必要な支援を行うよう努める。
- ・ 他の地方公共団体等との連携を確保するよう努める。

(3) 観光事業者等の役割

- ・ 観光事業者は、観光客の満足度向上や、市が実施する観光振興施策への協力に努める。
- ・ 観光関係団体は、事業者間の連携の推進や、市が実施する観光振興施策への協力に努める。
- ・ 市民は、観光客との相互配慮や、観光振興の重要性について理解と関心を深め、市が実施する観光振興施策に協力するよう努める。

(4) 基本計画の策定

- ・ 市長は、観光振興に関する基本計画を定めなければならない。
- ・ 基本計画において、観光振興の成果に関する具体的な目標や施策の方向を定める。
- ・ 基本計画の策定に当たっては、観光事業者等の意見を適切に反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。